

## 昭和町開発許可基準に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、昭和町開発許可等の許可基準に関する条例（平成30年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則に特段の定めがない限り、都市計画法（昭和43年法律第100号以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第3条 条例第4条第1項第2号の政令第8号第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域は、次のとおりとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定されている土地の区域
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定による農業振興地域整備計画において農用地区域と定められている土地の区域
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可がなされる見込みのない農地の区域
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（動物に係るものを除く。次号及び次条において同じ。）に係る土地の区域
- (5) 山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第31条第1項の規定により指定された山梨県指定史跡、山梨県指定名勝又は山梨県指定天然記念物に係る土地の区域
- (6) 昭和町文化財保護条例（昭和52年昭和町条例第3号）第4条第1項の規定により指定された昭和町指定文化財に係る土地の区域
- (7) その他町長必要と認める区域

### (図書の閲覧)

第4条 条例第4条第4項の指定する区域の土地の区域を図示した図書は都市整備課事務所に備え置き、執務時間中一般の閲覧に供するものとする。

### (条例第6条第1項の規定で定める規模)

第5条 条例第6条第1号で定める規模は、原則として、住宅の延べ面積が200平方メー

トル、敷地面積が500平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。